

最高裁秘書第3781号

令和3年12月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

10月18日付けで東京地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3873号

令和3年12月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、  
事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月8日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第33号

(2) 謝問日

令和3年12月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3874号

令和3年12月14日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

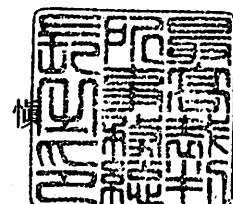
諮問番号 令和3年度（情）諮問第33号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、10月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件申出については、申出内容を「出版社に対して定期的又は不定期に判決書の写しを貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）」と整理した上で、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探査したが、該当文書は存在しなかった。

なお、裁判所には、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の適用がないことから、前記「同意」については、「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）記第2の6の(2)のアの「本人の同意」を指すものと

整理した。

(2) 原判断庁では、出版社に対する判決書写しの提供は「学術研究の目的・・・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」（取扱要綱記第2の6の(2)のエ）に該当するため、提供に当たって「本人の同意」を要しない（同(2)本文）と整理していることから、出版社に対して判決書の写しを貸し出す際に事件当事者から個人情報提供の同意を取っていない。したがって、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

なお、原判断庁が判決書の写しを出版社に貸し出す際には、事件当事者等の名譽権やプライバシー権にも配慮して、「利用目的は各社発刊に係る雑誌等における判例紹介、判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすることに限定されること」、「異なる使用をする場合には、別途裁判所の許可を得る必要があること」及び「判例・法律雑誌に掲載する場合には、特別の条件が付されない限り、当事者を含む個人の氏名、会社名及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）を全て仮名処理すること（マスキングや一部仮名処理がされている判決書写しであっても、マスキングや仮名処理された部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）」などといった条件を付している。

(3) よって、原判断は相当である。